

令和4年度 第4回
江東区こども・子育て会議
会 議 録

令和5年2月7日

令和4年度第4回江東区こども・子育て会議

○日 時 令和5年2月7日（火）9時30分

○場 所 江東区防災センター4階 災害対策本部室

○会議次第

1. 開 会
2. 議題1 江東区こども・子育て支援事業計画の改定について
3. 議題2 令和5年度におけるこども・子育て支援関係事業の取り組みについて
4. 議題3 こども・子育て支援に関する協議（生活環境）について
5. その他
6. 閉 会

○会議資料

- 資料1 令和4年度 江東区こども・子育て会議委員名簿
- 資料2 令和4年度 第4回 江東区こども・子育て会議出席職員名簿
- 資料3 江東区こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
【改定版（案）】
- 資料4-1 江東区こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
【改定版（案）】に関する意見募集の実施結果について
- 資料4-2 江東区こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
【改定版（案）】に関する意見募集〔要約版〕
- 参考1 待機児童解消後の今後の保育政策について【概要版】
- 参考2 待機児童解消後の今後の保育政策について【冊子】
- 資料5 令和5年度におけるこども・子育て支援関係事業の取り組みについて
- 資料6 江東区こども・子育て会議で協議したいテーマ一覧
- 資料7 令和5年度 江東区こども・子育て会議について

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏 名	所 属 団 体 等	
◎榎田 二三子	学識経験者	武蔵野大学名誉教授
○鈴木 秀洋	〃	日本大学准教授
内藤 知美	〃	田園調布学園大学教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)

山田 不二子	〃	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
田村 満子	〃	江東区こども発達センター 塩浜 CoCo 園長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長(神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
兵藤 麻衣子	公募委員	
谷口 美沙子	〃	

○区職員

役 職 名	氏 名	備 考
こども未来部長	油井 教子	
地域振興部 青少年課長	菅原 広盛	
障害福祉部 障害者施策課長	大江 英樹	
障害福祉部 障害者支援課長	佐久間 俊育	
生活支援部 保護第一課長	市村 克典	
健康部 保健予防課長	吉川 秀夫	
こども未来部 こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫	
〃 保育計画課長	西野 こずえ	
〃 保育課長	鳥井 将弘	
〃 児童相談・養育支援担当課長	小越 誠	
教育委員会事務局 学務課長	賀来 亘人	
〃 指導室長	飯塚 雅之	
〃 地域教育課長	笠間 衛	

○欠席者

○理事者

氏 名	所 属 団 体 等	
生活支援部	保護第二課長	弓削 喜敬
教育委員会事務局	教育支援課長	守屋 光輝

<傍聴者>

1名

【会議録】

○こども家庭支援課長 おはようございます。それでは、定刻になりました。開会に先立ちまして、事務局から事務連絡をさせていただきます。こども家庭支援課長の鳥谷部でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議についてですが、保護第二課長、教育支援課長が公務のため欠席となりますので、ご報告いたします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。次第に記載のとおり、資料7点と参考資料2点です。資料は事前にお送りしておりますが、資料4-2、資料5につきましては、日程の関係で席上配付とさせていただきました。また、次第と資料4-1につきましては、一部文言修正がございますので、差し替え版を席上に配付させていただいております。さらに、第3回会議の会議録につきましても、本日、席上に配付させていただきました。

今回、お送りした資料の中に、参考送付として、江東区児童相談所の開設に向けてということで、前回の会議の中で、今、江東区のほうでどのような取組をしているのかといったようなことを皆さんで共有したいというような御発言もございましたので、参考で資料を事前にお送りさせていただいております。また、それ以外に、本日席上に、鈴木副会長から里親問題の記事に関してのホームページの写しと、あと、こちらも、大島地区における子育て世帯の見守りという、北島委員からお話ありましたチラシを置かせていただいております。本来でしたら、こちらの動画、私も拝見いたしました、かなり紹介をさせていただいております、私の管轄する児童館のほうも取り上げていただきまして、ありがとうございます。本来ですと、こちらで流したいところもありましたが、ちょっと時間の関係とかもございまして、申し訳ございません。こちらのチラシのほうで、皆様、ご覧いただければというふうに思います。

すいません、資料は以上になります。

あと、毎回のことで恐縮でございますが、こども・子育て支援事業計画の冊子も参考として机の上に置かせていただいておりますが、こちら、残数が少なくなっておりますので、この冊子につきましては、会議終了後は置いてお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の記録のために写真撮影と録音をさせていただきますので、御了承ください。また、会議の議事録につきましては、委員名と発言内容が公開されます。議事録作成のためにですが、お手数ですが、発言の際には、お名前、氏名を述べていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、本日傍聴を希望される方が1名いらっしゃいます。本日の会議につきましては、公開として傍聴を受け付けておりますので、御報告申し上げます。また、傍聴者は既に傍聴席についておられますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○榎田会長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和4年度第4回江東区こども・子育て会議を開催させていただきます。朝早くから、お忙しい中、御都合をつけて御出席いただきましてありがとうございます。どうぞ、活発な意見が出されますようよろしくお願いいたします。

今日の会議は、皆様の任期の本年度最後の会議となります。

本日の会議ですが、お手元の会議次第に沿って進めてまいります。項目ごとに質問をお受けしていきますけれども、最後にも時間があれば全体通しての質問をお受けしたいと思っています。

傍聴の方に申し上げます。会議の決定により、会議の公開についての取扱い要領が定められております。傍聴に当たっての主な注意事項は、お手元の傍聴券にあるとおりですので、よくお読みの上、静粛に傍聴してくださるようお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。議題1「江東区こども・子育て支援事業計画の改定について」です。事務局より説明をお願いいたします。

○こども家庭支援課長 それでは、議題1「江東区こども・子育て支援事業計画の改定について」御説明させていただきます。

本計画につきましては、今年度、いろいろと議論いただきまして、前回の会議におきまして、計画改定版案について、区民の方から意見を聴取してございます。まず、その結果について先に御報告させていただきます。

恐れ入ります、資料4-1を御覧ください。実施期間でございますけれども、前回会議のございました先月1月6日金曜日から1月24日火曜日までとなっております。周知方法は、区のホームページに計画全部を掲載し、また、庁舎2階のこうとう情報ステーション及び3階のこども家庭支援課窓口にて閲覧用冊子を配架したところでございます。区の公式ラインや子育てポータルサイト上でも意見を募集したところ、4、実施経過にございますが、20人の方から御意見をいただいているところでございます。年代としては、実際に子育てを行っていらっしゃる30代が一番多く、65%となっているところでございます。4の意見数ですけれども、こちら36件ございました。このうち、計画に関係するといったものが33件で、その他の3件につきましては、鉄道駅のエレベーター設置などの区の計画とは直接関係がないという形で、区の機関以外のものとなっております。

(5)意見及び区の考え方ですが、資料4-2を御覧ください。こちらのほうで、20名の方の意見を記載してございます。先ほど計画に関するもの33件と御説明しましたけれども、この中に今回計画の見直し、今回の中間見直しに直接関係するものといった事業については、それほど多くはございませんでしたが、時間の関係もありますので、その見直しに関した主なものを御説明いたします。

恐れ入ります、1ページの1番を御覧ください。放課後児童クラブについてでございます。豊洲地区内でもきつずクラブB登録の入会可能率に地域差が生じている状況であると、保育園事業は予想を下方修正している事業があるが、放課後児童クラブに入れられない状況は予算配分がおかしいのではないかと、人数が増えている小学校・地域の上方向修正をお願いしたいという内容でございます。

この御意見につきまして、右側、区の考えのほうを記しているところでございますけれども、B登録の保留児童が増加しているクラブにおいては定員増を今現在図っているところでございますが、今回の計画中間見直しにおきましては、コロナ禍で平常時の実績想定が困難ということから計画の見直しは行っていないところでございます。

なお、補足でございますが、こちら、前回の会議でも御説明、繰り返しのなっておりますけれども、年少人口について補正推計してございますので、その人口に関係した教育・保育事業については見直しをしたというところでございます。

恐れ入ります、少し飛びますが、8ページの12番を御覧ください。こちら、計画人口の推計値と実績の乖離によって見直す方針であることは理解したが、推定値のように子供が増え続けるための施策が考えられているかどうかという点も記載していただきかけたという内容でございます。

この御意見につきましてでございますが、本計画の年少人口というのは、目標値ではなくて、あくまでも計画策定の基礎数値という性格のものでございます。そのため、実績に合わせて今回下方修正したということでございます。当然、子供の人口が減らないように、子育て支援策については引き続き取り組んで、子育てしやすい環境をつくっていくというところでございます。

次に、10ページの16番を御覧ください。このうちの一時預かり事業についてでございますけれども、こちら、事業計画では、一時保育のニーズ算定は過去の利用実績数となっているが、そうではなく応募数等も含めた形で算出すべきである。また、実際のニーズは非常に高いが、供給が追いついていない状況であり、より現実に即したニーズに合わせ

て事業計画を見直してほしいという内容でございます。

この御意見につきましては、例えば区内8か所の各センターで行っているリフレッシュひととき保育の予約に関して言いますと、重複して申込みをする方もいるため、ニーズ量について、応募者数でなく、過去の実績を用いているというところで回答、考えを示しているところでございます。

次に、13ページの20番を御覧ください。こちら、まず、利用者支援事業が書かれてございますけれども、こちら、区内には地域子育て相談機関が多く存在していますが、利用者支援事業の量の見込み、こちらは事業実施箇所数と示してございますが、こちらに反映されていないというものでございます。計画の進行管理・評価が適切に行われるような量の見込みと確保方策を設定するよう希望するという内容でございます。

この御意見につきましては、現計画では子ども家庭支援センター、保育園ナビゲーター、保健相談所の3類型で設定しているところでございます。次期計画策定時には、今後国から示されると思われませんが、そういった算出方法等を基に実態に合った形を検討してまいりたいと思います。

なお、この後の一時預かり事業については、先ほどの御説明と同内容となっております。

今、計画中間見直しに直接関係した主な意見を御紹介いたしましたけれども、いずれにいたしましても、ニーズ量の見直し等につきましては、前回御説明したとおり、これも繰り返しで恐縮ですが、年少人口の補正推計による量の見込み・確保方策の見直しのほかは、コロナ禍で実際の状況が少し把握ができないということもございますので、計画の中間見直しは行わないため、変更はしないと整理したところでございます。

ほかにこちらの御意見の中には、子育て支援策に対しての御意見・御要望も出されているところでございます。例としては、リフレッシュひととき保育に関しては、緊急枠にも対応できるようにしてほしいという御意見ですとか、きつずクラブB登録については、待機状況なども加味した上で定員の見直しなども検討するべきではないかというような意見をいただいているところでございます。

これら個別事業の御意見につきましては、今後事業を実施していく際に、また、来年度以降着手する次期の計画策定の際にも、こういった御意見を参考にさせていただきたいと考えてございます。

したがって、資料3に計画改定版案を今回お付けしてございますが、以上のことから前回会議から修正・変更はございません。こちらの内容で、今後、区議会厚生委員会に報告の後、東京都のほうに報告を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、待機児解消後の今後の保育政策について、保育計画課長から御説明させていただきます。

○保育計画課長 おはようございます。保育計画課長、西野でございます。

前回のこちらの会議でも御報告させていただきましたが、江東区待機児童解消後の今後の保育政策について、江東区の課題というのをまとめましたので、皆様に御報告させていただければと思います。

まず、策定の経緯からです。令和4年4月に待機児童が解消されたこと、未就学人口が減少したこと、社会生活が変化していることなど、区における保育を取り巻く環境が急速に変化しております。そのため、今後の本区の保育政策の検討を行うため、現在の課題の整理などを行うよう、長期計画推進委員会から下命を受けまして、こども未来部長を委員長とした保育政策検討委員会にて、参考2に付けております待機児童解消後の今後の保育政策についてを作成し、4年12月に長期計画推進委員会です承されましたので、御報告させていただければと思います。

内容につきましては、参考1A3判の概要版としてまとめていますので、こちらで御説明させていただければと思います。

まず、右下のほうのクリーム色の部分ですけれども、この資料作成に当たりましては、区内保育園などを対象に意向調査を実施し、171園、86%から得た回答を踏まえながら作成をさせていただいております。

章立てとしましては、第1章で策定の背景及び現状分析、第2章で今後の保育政策について、第3章で今後継続して検討することについてということで、3章だてで作成をさせていただいております。

○保育計画課長 まず、第1章の策定の背景及び現状分析について、御説明いたします。こちらにつきましては、まず、待機児童ゼロの達成ということで、入所希望者数が年々増加し待機児童数の増加が懸念される中、新規整備などによって定員増を図り、令和4年4月に待機児童が解消できたことなどを記載させていただいております。

2の新型コロナウイルス感染症の感染拡大におきましては、令和元年度以降、就学前人口が減少を示している中、入所希望者数については引き続き増加傾向を示していましたが、令和4年度に初めて減少に転じたこと。また、それが新型コロナウイルス感染症を要因とした保育園などへの預け控えなどの影響が懸念されることなどを記載させていただいております。

3の空き定員の増加により生じる影響におきましては、先ほど御説明いたしました意向調査の中で、9割の事業者が保育所の運営継続においては入所率80%以上必要であると考えている中、赤枠の部分を御参照いただければと思いますが、空き定員の割合は年々増加している傾向となっております。令和4年度につきましては13.2%の空き状況となっております。この空き定員が増加することによって、補助金の減少による運営事業者の経営状況の悪化、または保育の機会の減少による保育の質の低下など、様々な影響が懸念される状況であることを記載させていただいております。

真ん中のところの4番、施設種別や立地条件などによる保護者ニーズにおきましては、令和4年4月に新規入所を希望する入所希望者数、延べ1万5,178人分のデータを分析し、保護者ニーズの把握を1から6の視点で行いました。主な分析結果ですが、①の施設種別では、区立、私立、認定こども園など、いずれの施設種別でも一定以上の倍率があることが分析できました。②の地区別では、居住地と同地区の保育園を希望する者が78%と多く、居住から近く通いやすい場所にある保育園の希望者が多いことが分かりました。③の立地条件では、駅から徒歩5分未満の保育園の希望者が44%、これを徒歩10分未満にしますと、保育園希望者の8割が希望しており、就労している保護者の多くが通勤を考慮し、駅から近い園を希望していると想定されること。④の経過年数では、運営開始後1年を経過していない保育園の希望者が最も多いものの、1年経過後は、年数に比例して希望者が増加していること。⑤の園庭では、認可基準を満たす園庭がある保育園の希望者が39%と最も多いものの、代替遊戯場が必要な保育園の希望者も6割を超えており、園外保育の充実の検討が重要であること。⑥の小規模保育所事業所では、卒園後の連携園の有無による希望者の差異がないことなどが、①から⑥の視点で分析をさせていただいております。

こちらの第1章の現状分析を踏まえまして、第2章において、今後の保育政策についての課題や取組の方針を、1、定員の適正化等について、2、これまでの待機児童解消施策の見直しについて、3、保育の質の維持・向上策についての3つの柱で記載をさせていただいております。

まず、1、定員の適正化につきましては、(1)保育定員確保の方向性については、直近の人口推計に基づき、新たな確保方策の見直しをするとともに、空き定員が発生している状況を踏まえ、新規整備を行う場合には、地域ごとの必要な保育料や空き定員の状況を踏まえながら、新規整備の必要性を判断しながらしていくということで記載をさせていただいております。(2)の区立保育園のあり方などにつきましては、将来を見据えた役割を明確化し適正配置などを検討するとともに、民営化の進み方を継続して検討していく

ことを記載させていただいております。(3)の私立認可保育園への支援策については、空き定員に対する経済的支援策として、空きスペースの利用や利用定員制度の活用などを検討するとともに、事業者間の競争は維持しつつも、安定的な園運営が継続される運営支援のあり方というものを検討してまいります。また、定員変更につきまして、23%の事業者が縮小意向でしたが、事業者意向を踏まえつつ、公平かつ柔軟に調整が行える手法を検討してまいりたいと考えております。

こちらの概要版には記載しておりませんが、認証保育所につきましては、平成27年度以降、認可保育所への移行を進めておりますので、新規開設は行っておらず、今後についても新規開設は行わないことを本編のほうでは記載させていただいております。

(4)多様な保育需要への対応につきましては、社会環境の変化、保護者のニーズなどを捉えながら、休日保育、病児病後児保育など、区の保育サービスの拡充について検討することを記載させていただいております。

次に、2、これまでの児童解消施策の見直しにつきましては、小規模保育事業所の方向性につきましては、特に多く発生した0歳児から2歳児クラスまでの待機児童が解消されたことから、今後小規模保育事業所の新設につきましては慎重に検討すること。また、連携園は、卒園児受入れのため職員確保などを実施しているものの、実際の連携園への進級率は3から5割程度であることから、卒園後の連携園の設定につきましては、事業者や保護者ニーズを総合的に判断し検討することなどを記載させていただいております。(2)の居宅訪問型保育事業の方向性につきましては、待機児童解消や認可保育園での医療的ケア児受入れ開始などを見据えながら、待機児童向け及び障害児対応向け、それぞれのあり方や対象者などについて検討することを記載させていただいております。(3)の定期利用保育事業の方向性につきましては、利用園児数が年々減少していることから、需要や利用実績を分析し、廃止も含めて今後の方向性を検討することを記載しております。(4)認可外保育施設に関わる区の支援の方向性についてですが、認証保育所は依然として待機児童解消の継続に対しての役割を担っていることから、引き続き運営費補助は継続するものの、待機児童が解消された現状における認可保育園と認可外保育施設の本来の役割や性質に応じた対応を考慮し、保護者負担軽減について、対象者や補助金額の見直しなどを検討することなどを記載させていただいております。

次に、3、保育の質の維持・向上策につきましては、(1)保育士の確保に係る支援策等については、94%の事業者が保育士の確保が難しいとの回答を踏まえまして、保育士確保という視点と並行しまして、保育士の定着も含め方策を検討することを記載しております。(2)の園児の新たな外遊び場の確保につきましては、園外保育の充実のための事業などを検討するとともに、区保有施設の園外保育への活用の余地も含め検討することを記載しております。(3)保育園に対する指導検査につきましては、適正な保育運営が確保されるよう、専門性の向上を目指し、手法の見直しも含め検討すること。今後は、現在実施している有用な研修を継続しつつ、保育士に求められる資質を見極めた研修の内容の強化などを継続して検討することについて記載しております。

最後の第3章では、今後継続して検討することにつきましては、1、認可保育園の独自の魅力の発揮のための上乗せ徴収については、公共性や公平性を踏まえ、慎重に検討していくことが記載しております。

2、在宅での子育て支援につきましては、引き続き子育て相談や子育てひろば、一時預かり保育などの充実に努めるとともに、保護者や子供一人一人のニーズに沿った支援を推進するため、様々な子育て関連施設との役割や連携を検討していくことを記載させていただいております。

3番目、働き方の多様化に対応した入所調整基準の見直しにつきましては、働き方の多様化に対応した公平な基準とするため、入所調整基準の見直しを今後も検討することを記載させていただいております。

4番の今後の保育政策の具体的検討についてです。この第2章や第3章で検討を要する

と整理した項目につきましては、速やかに対応できる項目につきましては、随時、予算や事業に反映させるなどの対応を行いつつ、次期長期計画やこども・子育て支援事業計画に具体的な方策などを反映させるため、令和7年度当初予算以降の反映をめどに検討を進めてまいります。また、ICTの活用やDXの推進により、保育園運営における安全性や利便性などの向上を図る視点を含め検討していくこと。保育園などが果たすべき役割をきちんと整理した上で、幼稚園につきましては、引き続き江東区立幼稚園あり方検討委員会において、私立幼稚園との連携を含めて、今後のあり方について検討を行うことなどを記載させていただきます。

説明は以上となります。

○榎田会長 ありがとうございます。

では、皆様からの御意見を伺うのを、2つに分けて進めたいと思います。

まず初めに、江東区こども・子育て支援事業計画、資料3の改定版について、パブリックコメントも聴取したわけですが、それに関して、何か御意見や御質問があればお願いいたします。宮原委員。

○宮原委員 宮原です。

意見いただいた資料4-2の3ページですけど、20代の方から、上から4つ目ですね。保育園、幼稚園等のデジタル化についてと書いてありますが、その回答として、公立、区立の保育園は今後検討していきますと書いてありつつ、私立保育園に関しては、ICTシステムの導入補助を行っていますということですけど、私は私立保育園をやっている、実際補助を受けたことがないです。それは条件が厳しくて、もともとデジタル化している保育園は対象外だというふうにされているので、この辺りは公平に、私立保育園に対しては補助されたほうがいいじゃないかなと思います。もともと10年以上前からやっているので、回答としても、いかにも全部にやっていますみたいな回答になっているので、この辺りは修正されたほうがいいかなと思います。

以上です。

○榎田会長 ありがとうございます。現場からの御意見でした。

ほかに。山田委員、どうぞ。

○山田委員 山田です。

意見じゃなくて、この前御説明いただいたA登録、B登録は何でしたっけ、きつずクラブの。

○地域教育課長 まず、A登録につきましては、いわゆる放課後の居場所、遊び場の提供ということになってございまして、これは子供たちが自由に学校内のところでそういった場所を設けるといったこととございます。

B登録が、昔でいいますと学童保育ということで、いわゆる生活の場ということになってございます。

以上でございます。

○榎田会長 ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

この意見募集は、ホームページにまたアップするんですけど。

○こども家庭支援課長 意見募集のこちらにつきましては、今回の会議の資料という形で、こども・子育て会議の資料ということで公開されます。

○榎田会長 では、皆様、意見公募と改定版案というのが決定ということですのでよろしいでしょうか。

○保育課長 保育課長です。

先ほど宮原委員のほうから、意見募集のところについてのICTのところのお答えのところで、おっしゃるとおり一定の条件を設けて補助しているというところがありますので、回答として、公平に、全体にこれからその補助をやっていきますというところを書くことはちょっと難しいんですけども、事実に基づいて、こういった条件に基づいて補助していますという書き方をちょっと検討はしていこうかなと思いますので、そのような対応でさせていただければなと思うんですが。

○宮原委員 保育の質に隔たりが起きなければ、公立園でもやっぱりやったほうがいいし、私立園でもどんどん推進していかないといけないと思っているので、質に差があってはいけないという意味で意見として言わせていただきました。なので、全ての事業所が納得するような回答のほうがいいかなと思いました。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長です。

すいません、資料の関係ですので、ちょっと私のほうから整理させていただきたいんですけども、今回、すいません、貴重な御意見ありがとうございます。ちょっと書き方につきましては、今後気をつけてまいりたいというふうに思うんですけども、会議資料につきましては、こちらで提示をさせていただいていますので、公開のほうのホームページはこの資料をホームページのほうに載せていただきたいと思います。

宮原委員のおっしゃっていた意見というの、当然会議録も一緒に公開されますので、そういった形でこちらのほうはさせていただきたいというふうに思うんですけども。

○榎田会長 この意見公募に対する答えも公開されますか。

○こども家庭支援課長 会議録としてです。会議録も全て公開されますので、今宮原委員おっしゃっていた御意見も、当然こちらのほうは公開されていきますので、この内容についてそういった御意見も出ましたというのは、当然ながらこちらのほうは公開されます。

○榎田会長 どんな文言にするかというのは検討していただいて、宮原委員が、公平に、どの園もデジタル化が進むようにというお考えというのを盛り込んでいただければと思います。

○山田委員 今のこども家庭支援課長の話だと、会議録は公開されるからということで宮原委員の話が出るけど、この回答自体は変えないという回答だというように聞こえたんですけど。

○こども家庭支援課長 はい。こども家庭支援課長です。会議資料でこちらを提出させていただいているので、会議録のほうでお示しをさせていただきたいというふうに思っているところではございます。毎回ホームページに、こども・子育て会議第1回からやっておりますけれども、そちらを開いていただくと、会議資料は全て公開、アップしてございます。一応そのときに、一緒に会議録のほうも、同じような形で公開させていただいています。

○榎田会長 資料として配付されたものの形は変わらずに掲載されて、そして、議事録の中でこういうやり取りがあったということ、今後、表現の仕方を検討していただくという

やり取りがあったということが議事録の中に入っていく。けれども、配布資料としては、手を加えないということですね。

○こども家庭支援課長 一応そういった形で整理したいとは思っているところでございます。ただ、明らかな間違いとか当然あれば、そちらのほうは修正をしていきたいというのが事務局の考えなんですけれども、ちょっとすいません、こちらのほうで、今所管課のほうでも、条件はありますがといったような文言を付け加えさせていただくということであれば、こちら、その点は検討させていただきたい。すいません、言ったことが急に変わって申し訳ないんですけれども、資料の修正に関しては、ちょっとこちら整理させていただいて、また、会長その他宮原委員とかにも確認させていただいて対応させていただくということではいかがでしょうか。

○榎田会長 宮原委員、よろしいですか。では、そのようにお願いいたします。そうしましたら、意見公募と事業計画の改定版については、よろしいでしょうか。これで一旦終わりにさせていただきたいと思います。

では次に、今後の保育政策について、何か御意見や御質問ございましたらお願いいたします。山田委員、どうぞ。

○山田委員 専門用語が分からないので教えて欲しいんですけど、第2章(3)の利用定員制度というものがどういう制度なのかと、2の(1)の卒園の連携園というのが何なのかということと、(3)の、さっき、利用定員制度というのがあって、そのほかに定期利用保育事業というものもあるみたいなんですけど、こっちは廃止を含めて検討ということなので、まず、その利用定員制度というのと定期利用保育というのがどう違うのかと、それから卒後連携園について教えてもらえますか。

○榎田会長 事務局、お願いいたします。

○保育課長 保育課長です。

まず、利用定員の制度について御説明申し上げます。通常、定員については、認可定員に基づいて定員設定をしておるところなんですけれども、当然入所者数というものも定員いっぱいに入らないケースもありますので、そういった入所する入所者数に応じて、利用定員というのを認可定員とは別に設定をすると。設定をした場合につきましては、その利用定員に応じた職員配置等が可能となると、そういったような制度でございます。

○山田委員 すいません、その場合、認可定員と利用定員はどっちが多いんですか。

○保育課長 基本的には認可定員が、要は上限という形になりますので、利用定員は通常それの下で設定するものとなります。

○山田委員 分かりました。

○保育計画課長 次に、小規模保育事業所の卒園後の連携につきましては、小規模保育事業所というのがゼロ歳から2歳までの保育園になりますので、そうすると3歳以降に行くところがなくなってしまうということで保護者が不安になるというところもあります。3歳になったときに、入所の申し込みをしなくても連携園であれば入れますという制度が、卒園後の連携制度という形になっております。

○保育課長 最後、定期利用保育についてですけれども、こちらにつきましては、今ちよ

うど入所調整はしておるところですけれども、最終的に、入所調整後待機になってしまうようなお子さんを対象に、認可保育園の空きスペースなどを利用して保育を行う事業となっております。通常、認可保育園を利用しますと、当然認可保育園に関する保育料をお支払いいただくんですけども、こちらについては、そういったところについては認可外保育施設という扱いとなりまして、別途保育料を設定してお支払いをいただいて利用いただくという形の事業でございます。

○榎田会長 ありがとうございます。ほかに御質問や御意見ございますでしょうか。
宮原委員。

○宮原委員 今後の保育政策のあり方としてなんですけど、こちらの参考の2の24ページからいきたいですけど、区立保育園のあり方として、真ん中ら辺から、私立保育園等の先駆的役割を果たすのが区立保育園ですけど、下のほうに行くと、それでも民営化を進めていくと書いてあります。先駆的なら全然民営化する必要も全くなくて、だけど、隣の26ページに行くと、下のほう、書いてあります。運営経費の縮減とか、下へいくと区立保育園よりもスピード感を持った対応が民営化するとできるというふうに書いてあります。文章的には全然間違っていないんですけど、腹割って全部説明してやったほうが、スピード感も、要するに民営化するスピード感は上がっていくのかなというふうに思います。

さっきの概要をお話しいただいたときに、3章の4ですか、ICTとかDXという言葉が出てきたので、デジタルトランスフォーメーションは業態を変えるような考え方ですよ。だから、例えばフィルムをつくっていた会社が化粧品つくっちゃうような、そういう考え方の概念でいくと、やっぱり一気にやっていく。ちまちまちまちな民営化していくのではなくて、一気に、例えば民営化するなら全て民営化するか、廃園にするなら廃園にするとか、そういったことじゃないと経費の縮減は多分うまくいかないと思います。そのぐらいの思い切った施策が必要なのではないかなというふうには感じました。

区立保育園のあり方についてはそこですけど、あとちょっともう1回戻って、今度42ページですけど、指導検査等についてということで、書類上、こういう検査はしてくださいねと項目は必ずあると思いますが、これだけ子供が入ってこないの、子供が入ってくるような指導をされたらいかがかんという感じは受けます。

それから次の44ページの上乗せ徴収ですけど、45ページの文章を読むと、3行目です。上乗せ徴収による保育プログラムとしては認めていません、これまでとはということで、法律が令和元年度から上乗せ徴収できるように変わったのだと思うからこういう議論が出てくるのかなと思うんですけど、以前からやっている保育業者、例えば英語だとか体操だとかやっていますが、今さら料金徴収できるかといったら、なかなかできないですよ、利用者からしたら。今までただで受けていたのに、上乗せ徴収をこれからするのという話になるので、なかなかこの辺は壁が高いと思うのと、それだけ事務的な作業も増えるので、常勤で事務員を雇えない状況からすると、なかなかこれはハードルが高いので、なかなか検討するのは難しいかなというふうに思っています。

以上です。

○榎田会長 ありがとうございます。
事務局からありますか。どうぞ。

○保育計画課長 保育計画課長です。

御意見ありがとうございます。まず、上乗せ徴収につきましては、今、先生の現場の保育事業者からとしての課題を挙げていただいたのかなというところ、あと、利用者にしても、自分が上乗せ徴収を払えなかった場合、お子さんが受けられる保育サービスが保育時間中違うというところの課題など、かなり課題が多い状況だと把握しております。23区

の中でも、そういった意見を交換できる場がありますので、そういった課題を整理した上でないと慎重に進めることはできないと思う反面、希望している事業者もいますので、そういった形で、先ほども言ったような公平性とか公共性を担保しながら進められるのかを検討していきたいと考えております。

あと、保育の質の検査の部分につきましては、おっしゃるとおり、書類で決められたある程度の検査というのが項目としてありますので、今はそちらを見させていただいているのですが、魅力ある保育園をつくるためのアドバイスとかができるような機会として捉えたり、あと、今回、よく新聞報道もされていますが、虐待のところ、虐待なのか不適切な保育なのか、現場の保育士さんが迷っていらっちゃって、御相談がくるケースもございます。そういった相談も乗ることによって保育の質が上がり魅力ある保育園にできると思いますので、そういった視点での検査、指導というところであり、検査だけではなく指導というところも入れていきたいと考えております。

○榎田会長 事務局から、続けてどうぞ。

○保育課長 保育課長です。

区立保育園のあり方のところ、こちらについての御意見ありがとうございます。今回、政策の展開についてというところについては、課題を整理したということもありまして、まだその結論を書いているものではないということだけは御承知おきいただければと思うんですが、区立保育園におきましても、3歳児から5歳児クラスを中心に、年々在園児数が減少している傾向というところもありまして、そういった中で、区立保育園として、将来を見据えたところでの役割の明確化というのが大事というところを、まずは考えたところでございます。

そういった中で、あとは在園児数が減っていった中での配置が適正なのかということところは当然検討していかなきゃいけないかなというふうに考えておると、そういった適正配置に合わせて、民営化ということにつきましてこれまで進めていきましたけれども、そちらについても併せて検討していかなきゃいけないというところで、内容として、全部をここに入れているということもありまして、宮原委員のほうからの御意見のようなところ、あったのかなと思うんですけれども、そういった様々な状況を鑑みて、区立保育園をどうしていくかという全体について、また改めて検討していきたいと思っておりますので、その際にはまた御意見を頂戴できればというように考えております。

以上です。

○榎田会長 宮原委員、どうぞ。

○宮原委員 ありがとうございます。もう1点だけちょっと言い忘れたことがあって、参考2の48ページの入所調整基準の見直しというところで、ボーダーが高い、保育園は、ある一定の方しか入れない状況があります。実際にあるのは、兄弟がいて、ばらばらの保育園に入所が決定したとか、結構利便性悪いなということもあります。先に上の子が入っていて、後から下の子が入ってくるという場合があって、そういう場合はもっと優先的にとかしてあげたほうが、利用する方の利便性が上がるのかなと思いますので、例えばお子さんがもう何人も預けていて、下の子が、何人預けてもポイントは変わらないので、一番下の子は入れないとか、そういったこともあるので、その辺を融通してあげるか、あとは人気のある保育園さんは逆指名的な、ドラフト会議の、ありますよね。ああいう優先的に選べるような保育をしてあげるのも、別に僕は悪くないじゃないかなと思いました。

○榎田会長 事務局、お願いします。

○保育課長 保育課長です。

こちらについての御意見、ありがとうございます。入所調整基準につきましては、本当に様々な事情を抱えている御家庭おりますので、いろんな御意見、正直申し上げまして、いただいているところです。

宮原委員が御指摘いただいた兄弟のところにつきましては、現状、調整指数という、点数化をして最終的にそれに基づいて調整、決まっていくんですけども、一応希望する保育園に兄弟姉妹がおる場合については、プラス2点という加点をして一定の優遇はしているところではあるんですけども、恐らく、そういった中でも、ほかの御事情でも加点がつかますので、そういった全体の指数の中での調整で兄弟ばらばらにというようなケースが生じているということなのかなというふうに思っています。それを全体をうまく最適化したいところなんですけれども、年々見直しはかけておるところではあるんですけども、何かをやると今度どっちかが立たずという、そういった状況もありまして、その辺は公平に基準を随時見直していきたいというふうには考えております。

以上です。

○榎田会長 ありがとうございます。御苦勞の多いところだと思います。

石村委員、お願いいたします。

○石村委員 3の保育の質の維持・向上策なんですけど、(2)園児の新たな外遊びの確保についてなんですけど、私、よく東陽公園のそばを通るので、保育園の園児たちがいっぱい遊んでいるんですけども、見えないところがあったりとか、下にいろんな危険なものが砂場に落ちていたりとか、そういうことも見受けすることがあるんですけども、充実のため区施設活用を含め検討というんですけど、どんな検討をしていらっしゃるんでしょうか。私が今ぱっと考えた、公園をもっと、使っている公園とかもある、緑道公園とかも使っている保育園とかもあるんですけども、清掃とかももっとそういうことにも力を入れてほしいなと思いました。検討をお願いします。

○榎田会長 事務局、お願いします。

○保育計画課長 保育計画課長です。

あくまでも、今回、こういった課題があって今後検討を進めているというところなので、まだ検討が十分行われている状況ではないのですが、課題整理の中で出てきた話としては、やはり視点としては、例えばスポーツセンターの運動場をある程度の時間押さえ、そこを園外保育の遊び場として開放して、近隣の保育園の方に来て遊んでもらうとか、あとは、いろんな調整が必要ですが、学校の校庭を使ってない時間に園庭開放してもらうとか、そういった意味で区の保有施設の活用というところを考えております。

あとまた、他市町村にはなりますけれども、園外遊び場みたいな形で遊び場を確保して、そこで遊んでもらう。そうすると、委員のほうからお話のあった、危ないものが捨ててあるとか清掃が行き届いてないとか、そういうことはなくなるのかと思いますので、そういった視点も入れながら、今後検討を深めていきたいなと考えております。

○石村委員 ありがとうございます。

○榎田会長 内藤委員、どうぞ。

○内藤委員 内藤です。

第2章の3の保育の質の維持・向上策というところ、引き続きなんですけれども、(3)の指導検査等についてというところで、スキルアップのための研修の中に、やはりベーシ

ックな、前回の3回の資料にも出ておりましたけれども、子供の権利条約を知らない保育者がかかりいて、これはやはり不適切保育に非常につながるんじゃないかというふうに考えておりますので、そういう意味ではベーシックな子供の見方とか、そういう視点での、子供を人間として見るという見方でしょうか、そういうベーシックなものも入れていただくということは非常に重要なことだと思って、ぜひ研修内容に入れていただきたいというふうに思っております。

○榎田会長 ありがとうございます。保育の質というものをどういうふうに考えるかという、そののところをしっかりと押さえておかないと、研修の方向性も定まらないんだと思うんです。

ほかに御質問、田村委員、どうぞ。

○田村委員 田村です。

私は障害のところに絡んでいるわけですが、保育園の保護者が働きながら、大変な子供を持っていても、保護者の働きたい希望、要望をかなえていく上では、非常に大切な利用者の方々だと思うんですが、今こうやって待機児ゼロのような状況になり、なおかつ子供が減ってきているというところで、私としては、今、実際子供の質といったら悪いんですが、大変な子供たちとか課題のある子供たちというのが相当増えてきていて、その子供たちに対応できる力をつけていくということは非常に必要なことだと思っているんです。

例えば、今区立保育園の話が出ておりますが、区立保育園のところで、今、発達障害ゼミというんですか、何ページでしたっけ、出てきているんですが。

○榎田会長 42ページですか。

○田村委員 実は私もこれに興味を持ちまして参加させてもらったりして、質のいいというか、子供の気持ちに沿った支援のあり方、保育者の考えの見直し、要するにいろんな課題を持っている子供、子供が悪いんじゃないくて、子供のいろんな多様性を受け入れていくにはどうしたらいいかという視点を保育者に求めている研修だと思うんです。時間のかかる研修です。実際にレポートを職員に書いて、そういうことを実際やってきてくださっている、こういう力を、今新しい保育園がたくさんできて、私どものところに巡回相談に来てくれないかと。私どものところはNPOですので、法人としてその巡回を受けて行くんですが、そういうのは一時的なもので、やっぱりそういう保育園がたくさんできているところで、研修機能をきちんと持って、しっかり持って循環していくというんですか、区立保育園と、そういう役割が、周りの私立保育園がそうだよなと思うような区立保育園というんですか、そういう機能を持っていただいて、なおかつ私どものような専門療育機関と連携してやっていく必要があるぐらい多様な子供たちの状況があるし、それは学校に行っても大変なんです。うちに通ってこないような子供たち、もっと大変なんです。保育園も抱えて、そして学校に行き。そのつながりをいかに断ち切っていくかという、やっぱり低年齢のときだと思うんです。だから、保育の力は、これから就学へ、そして社会へということに大きく関わっていくというふうに私は思っておりますので、それこそ子供さん方への対応だけでなく、もう一つ保護者への対応なんです。保護者との関わりで、どう保護者を、やっぱりここも保護者を理解しなきゃ駄目なんです。保護者の側にどう添えるか。あの保護者は駄目なんだよねじゃないんです。でも、その辺りの研修もしっかりやっていただいて、耐久性のある強い保育が江東区にできればいいなと思っております。

○榎田会長 ありがとうございます。

事務局からは何かありますか。

○**保育計画課長** 保育計画課長です。

こども発達支援ゼミは、力を入れているところなので、評価いただきましてありがとうございます。近年は、私立保育園の先生方も積極的に参加していただいています。江東区の保育事業所の皆さんには、発達支援の必要なお子さんを積極的に受け入れていただいで支援していただいているのかと感じております。

研修のほうにおきましても、既存で行っている発達支援ゼミも充実させつつ、先ほど言いました保育の質を上げるための新たな研修というのも充実させていくという、両方を平行しながら検討を進めていきたいと考えております。

あと、巡回につきましても、今、区のほうで巡回指導をしており、私立に関しましては、巡回指導を利用された場合には補助金を支給するなどを行っていますが、もっとそういったものを周知していった個別に対応できるよう支援をしていきたいと考えております。

○**田村委員** 追加ですが、ぜひ、そういう活動と、今、子供発達センター事業、障害者施策課で、障害者支援課で抱えているこの事業も、やっぱり横の連携が必要だと思うんです。私どものところにそういう話は来ないんです、つながりというか。実際、両方使っている子供達も多いし、例えばうちでも、うちに来ないで大変な子供たちをどのくらい抱えているのかという実態も知らないわけなんです。ぜひ横の連携、実はこれは教育にも求めたいことなんです、横の連携を上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと追加でいいですか。うちの子供たち、幼稚園も使っているんです。この施策の中に幼稚園に関しての記述が少ない。最後のところにちょっとだけ、今後の施策のところの私立幼稚園、区立幼稚園のあり方のところぐらいで出てくるんです。私は、基本、これまでの区立幼稚園の働きが何であったのかとか、あるいは私立幼稚園に今残っている幼稚園のあり方の保育の違いがあるんです。だから、うちのお母さんたちだってちゃんと幼稚園に行かせたい。お子さんを家庭で見る時間をしっかり持って、幼稚園にどんなことを期待しているのか。うちの江東区は、私立幼稚園もどちらかというと少ないですが、それぞれの幼稚園が目指している、ある面と言えば個性的な幼稚園もそれなりにしっかり残っておりますので、そこのあり方がしっかり書き込まれないんだらうかという、幼稚園も1つの非常に大切な保育施策の中だとは思って、ちょっとこれは疑問に思ったところです。

○**榎田会長** これが、待機児童解消後の保育政策についてまとめたものなので、保育園を中心に記述しているわけです。だから多分幼稚園のことがほとんど入ってきてないんですけど、おっしゃることは確かで、区立の幼稚園も私立の幼稚園も、区立の保育園も私立の保育園も含めて考えてほしいという御意向ですよ。そういう場というのは、どこかあるんでしょうか。

○**学務課長** 学務課長でございます。

区立幼稚園、私立幼稚園、そういった部分の役割だとか検討と、区立幼稚園のあり方検討会、タイトルとしては区立に寄っているところなんです、区立幼稚園の現況としてどんどん園児数が減っている中で、私立幼稚園さんとどう連携しながら、地域的なところを見たり園児数の推移を見たり、そういったところを考えながら、どういう部分で連携していくかという会議はございます。その中で設定して考えていければと思っております。

以上でございます。

○**榎田会長** 分担ごとに縦割りで話が進むようですが、田村委員としては、子供を取り巻く保育という観点で全体的に考えてほしいということなんです、そういう場はなかなか今ないんでしょうか。

山田委員、何か。

○山田委員 今、榎田先生がおっしゃったことを聞こうと思ったんですけど、区立の幼稚園と私立の幼稚園の会議はありますといっても、今、田村委員がおっしゃったのは、保育園と幼稚園を総括的にという場はないんですかという御質問なので、それはいかがなんでしょう。

○保育計画課長 保育計画課長です。

総括的に幼稚園、保育園を一体にまとめて話す場という検討会はないですが、こちらの保育政策検討委員会、保育の現場がこういうふうに動いていますよというのを話し合う場には、もちろん学務課長というか、教育委員会の部署からももちろん参加していただいて、状況の把握や意見、教育の主な立場からの意見をもらう。また、この区立幼稚園のあり方検討委員会にも、保育部門の私たちが参加して、保育園の現場が今こういうことになっているからということでの御意見やお話をさせていただくという形で、委員会のほうに参加するという形での意見交換をしていて、検討会という場はないというのが現状でございます。

○山田委員 もう一点よろしいですか。ごめんなさい。この4月に、国にはこども家庭庁が設置されますよね。基礎自治体にこども家庭センターをつくれと言っているわけで、ところが、国のこども家庭庁は、当初は中等教育までこども家庭庁に入るような話だったのが、結局、文科省は教育の一貫性が重要だという、どこまで妥当性のある意見かどうか分かりませんが、連携ということになって、こども家庭庁から外れちゃったわけですよ。

だから、そういう余波が結局基礎自治体にもあって、なかなか省庁の壁を越えた子供施策というのが統括的に実践されていかないという危惧をすごく、こども家庭庁問題を見ていると思うんです。国は組織が大きいですからあんなっちゃったのかもしれませんが、基礎自治体は、その辺を柔軟に、ただ区立幼稚園、私立幼稚園の会議を保育課が参加していますとかいう形じゃなくて、一体化した施策を論議できる場というのをぜひつくりたいと、こども家庭庁をつくる意味自体がどうなんだろうと思います。

○榎田会長 部長、お願いいたします。

○こども未来部長 こども未来部長です。

今の御意見を受けまして、この保育政策の方針を、方向性を皆様にお示ししている段階で、これから具体的にどういったことを実際に予算反映していくとかやっていくというのはこれから検討していくんですけども、その検討する場で、幼稚園のあり方はあり方でやっているんですけども、それも含めましてやっていこうと今考えます。どういうやり方がいいのか分からないんですけど、会議体というのが今までないんです。待機児解消、江東区の保育園に入れたい人のための会議というのがあって、全庁的にやったことがあったんですけど、そのときは、幼稚園と保育園をどうしていくかというのが全庁的に議論したときはありました。ただ、それは待機児解消のために、区立幼稚園も4歳5歳ではなくて3歳児保育をやってくださいという、そういう仕組みでやっただけなので、今ここで議論されているような、保育園をどうしていくか、幼稚園をどうしていくか、障害関係どうしていくかをひっくるめた全部の会議というのは、実は今ないので、今回、保育政策を検討するに当たって、どういった形でできるかも含めて考えてやっていきたいというふうに思います。

○榎田会長 ありがとうございます。ぜひ御検討いただきたいと思います。

ほかに、御発言ない方とか。はい、どうぞ。

○北島委員 北島です。

今、ちょっと思ったんですけど、区にどうしても関係することではないかもしれないんですが、先ほどの認可保育園の上乗せ徴収とかも関係あるんですけども、45ページのところに、上乗せ徴収が認められた場合に導入したい保育プログラムとかで、いわゆる習い事みたいなものも載っているんですが、子供に均一にどの子もとといった場合に、なかなかこういう習い事系は、保育園児、幼稚園児、小学校、中学校、ずっと家庭の経済的な問題がすごく反映してしまうのかなと思って、今、中学校の部活のほうも、学校の先生でなく外部講師とかを入れてとなると、やはりここにもまた費用が発生しちゃうのかなというのがちょっと危惧されていて、江東区は、今、待機児童を解消されて、保育園、幼稚園に行っているお子さんたちが必ず中学生になるわけで、そのときに、また中学の部活についてもいろいろ問題が起こるのかなと思っています。

今、児童手当についても、国のほうもいろいろ検討されているみたいなんですけど、児童手当等を使って、できればどの子にも、均等にこのような習い事系の教育もさせてあげられたらいいなというのが、ちょっと感じたところです。

○榎田会長 ありがとうございます。

兵藤委員。

○兵藤委員 公募委員の兵藤です。

先ほどの保育の待機児童が令和4年4月に解消といったところからスタートしてお話ししていると思うんですけども、確かに2ページのところで解消しましたというところと、21ページの月別空き定員の状況というのを見ると、4月段階の空きは確かに空いているものの、月を追っていくと、どんどん開きが少なくなっているというのが現状で、ただ、この資料、2ページのだと、4月1日時点の数字で切り取っているのかなというふうにお見受けしています。今企業のほうでも、私が務める会社でも、徐々に育児休業の期間が1年から1年半、2年とか、国に合わせて延びてきている現状でしたり、あとは、今のコロナの影響で特別に在宅ワークが認められていたりとかというのが臨時的な措置として行われている関係もあって、預け控えというのがあるというお話もあったと思うんですけど、「学童」だったり「みずべ」だったりの定員の状況は、新型コロナの影響を加味して、特に上限の修正はしないというようなお話がある中で、この待機ゼロというのも、新型コロナの影響は、私は受けているんじゃないかなというのを個人的に感じているんですが、それを鑑みた上で、ゼロと言い切ってしまうといいのか。今の空き状況の割合で、空き定員の割合なんかも、下のほうにも出していただいていたけれども、この割合で、そのまま空いているから、その空きをどう使おうかというところに話を進めてしまっているのかというところが、正直疑問です。

来年度の春、5類になるとかという話の中で、また会社の制度も変わってくると、預けたいという希望がもっと前倒しで発生した場合に、このゼロがキープできなくなってくる可能性というのがあるのかなというふうに感じましたので、今空いているから、それを有効活用というふうに考える一方で、また希望者が増えた場合にはどうしていくかというところを考えていく必要があるのかなというふうに感じました。

○榎田会長 事務局、何かありますか。

○保育計画課長 保育計画課長です。

委員のおっしゃるとおり、第1章の分析の中でも、新型コロナウイルスの感染拡大の預け控えというのは、区としても読めないというところも正直あります。空き定員も、おっしゃるとおり波があるというところもあるので、新規整備をもうしませんとは、やはり区としては言えない。そこは、地域ごとの需要もそうですし、空き定員も踏まえ、そういっ

た月ごとの状況も踏まえながら判断していかなければいけないなという課題はもちろん感じておりますので、今後の定員確保に当たっては、新規整備をやらないではなく、どういうふうにやっていくか、空き定員も踏まえつつ、検討はしていきたいと考えております。

○榎田会長 ありがとうございます。大分話があちこちに広がってきてはいるんですが、これに関して、はい、どうぞ。

○田村委員 この資料、28ページの、空き利用じゃないですが、定期利用保育は、実はこれ、私が関わっている相談のお子さんが使っていたんです。そのお子さんは2歳児だったと思うんです。ここ、4、5歳児と書いてあるけど、これはゼロから普通の5歳児までの間でというふうにはできないものなんでしょうか。

○保育課長 保育課長です。

定期利用保育の、この28ページの記載のところについては、新規開設園においては、基本的に4歳児、5歳児クラスが空きが大きい傾向がありまして、そういったところで保育室が空くという状況があることから、そこの保育室を活用してやるんですけども、いわゆる待機児童になるお子さんについては、これまで1歳児とか2歳児というのが多かったので、定期利用保育園の対象は1歳、2歳児園ですけど、部屋としては、そういった空いた部屋を使うということの意味での記載です。

○山田委員 多分そうだろうとは思いますが、それで大丈夫なんですか。ゼロ歳、1歳児を4、5歳児クラスの空きスペースを使うということ。

○保育課長 保育課長です。

そちらについては、設備と当然体制も含めて整えた上で受け入れていくということになりますので、そこについては特段問題ないということでございます。

○榎田会長 よろしいですか。

鈴木先生、何かございますか。

○鈴木副会長 時間があれなので、こっちの席であんまり質問するのはあれかなと思うんですが、参考資料の1でいうと、2章の3番目、保育の質の維持・向上策というので(1)(2)(3)というふうに挙げられていますよね。本文のほうだと、38ページからということで、保育の質の維持・向上というふうに載っていて、先ほど部長からお話あったので、ここ、今までの中で全体というか保育の待機児解消後という形で始まったんですよというのは理解するんですけど、今後ということという、大事な視点が抜けているなというふうに思っています、(1)(2)(3)というような形の表題を見て、中を見ても、例えば38ページのところだと、保育の質の確保というふうな表題なんですけど、じゃ、どうやってホームページとかで公開をしていくとか、どうやって募集していくかみたいな形の中身が書かれていて、決定的なのは(3)の保育園に対する指導検査、42ページです。指導検査の専門性を向上するのを目指す。現状と課題、1段落目、2段落目、3段落目。3段落目を読んでも、今後、検査対象施設及び指導観察、指導監督対象施設が増えていく中で、いかにして効率的かつ効果的に検査を行っていくかが保育の質の向上のためには重要だというふうに書いてあって、何をするのかということ、労務や会計分野に関する適切な指導。取組の方向を見てみると、抜き打ちで検査をする云々になっているんです。これは、子供の命を守るということはどこにあるのかということか、保育の指導の観察とかで、過去、いろんな判例が出ていますよね。直近というか、今もそうなんですけど、宇都宮の裁判の事件とかでもあって、子供がぐるぐる巻きにされていました。宇

都宮市がそれを十分判断できませんでした、監査できませんでしたというような事例とかで判例も出ているわけですよ。だとしたら、それに対するどういう対応しなきゃいけないのかということと、労働とか会計という話ではなくて、そもそも保育は何なのか、先ほど子供の権利という話が出ましたが、子供の権利という観点から、子供の安全を守るとかということはどういうことなのかというのを、ちゃんと区のほうで理解をして、それを具体的にどういう監査とかをしなきゃいけないのか、検査をしなきゃいけないのか。現場の保育士は、子供に対してどういう保育をしなきゃいけないのかということが重要ですよということとちゃんと書かれなきゃいけないと思うんですけど、そこがどこにあるんだろうと。保育の質という話が出ていますけど、それをどうやって担保していくのかということというのが抜けてしまっている。

あとは、虐待を発見しなきゃいけない、命を守るためにということであれば、保育課ではもともとそのスキルというのが蓄積されていないので、児童相談所を造りますねというのはありますが、児童虐待部門では、基本的には、そのところというのは介入をしたりとかやっていますので、児童虐待部門と保育部門でちゃんと連携をして、家庭に入る場合も施設に入る場合もありますが、どういうところに着目して見なきゃいけないのかということと、大元の子供をどう見るかということとちゃんと入れていくということが必要なのではないのかなというふうには思いました。それは意見として上げておきたいなと。

そこの関係で、先ほどの保育士の確保とかということも、ホームページ云々というのではなくて、そういうところのちゃんとスキルを学んでいくとか、そういうレベルの高い人をちゃんと採用していくとか、そういう人たちに来てもらうためには区としてバックアップをしますよとか、ほかの23区に比べてもこういうところは尽くして、そういう人に来てもらうんだというようなことたちが、次の方向性として出てくるのかなというふうに思います。

最後なんですけど、そこの関係で、先ほども議論出しましたが、24ページ、25ページのところで、保育園のあり方の問題が出てきていて、先ほど宮原さんも話されていましたが、25ページのところで、質の高い保育の提供とかという形で、説明のところでも民営化とかいう話があるんですけど、そうではなくて、そうではなくてという言い方は変だ、それも1つなのかもしれないですけど、ベテランの保育園の先生とかはずっときめ細かな対応をしてきたとかいうノウハウがあるわけなので、それを書いているんだと思うんです。それをちゃんと承継をしていって、そのノウハウがあるから、それは私立のいろいろ小規模とかいろいろなところに対しても、それを援助したりとかできますねという仕組みだと思えるんだとすると、ちゃんとそれが承継されていくのかとか、どうやってそのベテランの細かな具体のノウハウをちゃんとつなげていけるのか、そこは大事なんですよということと、そこがしっかり書き込まれる必要があるのかなというふうには思いました。

以上です。

○榎田会長 ありがとうございます。恐らく、今までも先生方の中で出てきた中で、これをつくっていくときの子供や保育に対する考え方というのを、もう一度しっかり考え直してほしいという御意見だと思うんです。運営とか事務的なことじゃなくて、本当に生きている子供たちの保育の質をどうやって上げてそれをつないでいくか。園の認可のところにもいろいろ絡んでくる問題だと思うんですけど、園庭のない園が60%近くあるわけじゃないですか。待機児童ゼロになったけれども、この状況を抱えて、どうやって子供にとって保育の質を上げ、幸せな江東区の子供たちの生活をつくっていくかという、そのところを軸にして考えてほしいということだと思うんです。

それを、ここの中に文章として生かしてほしいということだと思うんですけども、いかがでしょう。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 それに関連して、鈴木副会長さんの意見に全く賛成で、特に保育所とか幼稚園の職員さんが子供に人権侵害をする場合とか、子供間で人権侵害の起こることとかあって、その調査権限というのは、私立がどうなっているのかちょっとよく分からないんですけど、少なくとも区立の保育園に関しては江東区が持っているし、区立の幼稚園に対しては江東区の教育委員会がその調査権を持っているはずですよ。でも、私の団体でそういった園で例えば性的被害に別な園児から受けたときに保護者が訴え出ても調査に当たるようなことをしてもらえなくて、お互い仲よくしようねで、しゃんしゃんと終わってしまったという話とか、それから、職員が子供に人権侵害をしたということで保護者から申立てがあっても、現場聞き取りをしましたが、そのような事実は認められませんでしたというお返事で終わったとか、どうしてくれようというような電話相談がかなりの数入るので、江東区からという意味じゃないです、日本全国からですけど、なので、そういった、ここには指導検査体制のことは書かれてあるんですけど、調査とか人権侵害をどう解決していくかという技術だって、それは保育園じゃなくて管轄課が持ってなきゃいけないわけなので、その辺のこともちゃんとやらないと、保育の質、いい保育をさらによくするという意味での保育の質の向上もあるけれども、やってはいけない、もしくは園で起こることが、できればないほうがいいことが起こったときの対処方法というのも、所管課としてちゃんと持たないといけないんじゃないかなと思うんです。保育園の質、ちゃんとやれというだけじゃなくて、そこを所管する区役所の役割として、そういったことも、そういう体制、江東区ができていけるのかなというのがまず1つと、それはどこに書き込むつもりなのかという2点をお願いします。

○榎田会長 事務局、お願いします。

○保育計画課長 保育計画課長です。

指導検査というところの部分でいうと、今までも、私立保育園も含めて、認可外保育園、無償化対象の施設とかそういったところも含めて、虐待があったとかそういうお話があれば、うちのほうで特別検査をすとか、特別検査まで行かないとしても、必ず聞き取り、職員へのヒアリングを行うなどして、実態を把握した上で園のほうに指導するというのは、今もずっと継続して行っています。そういったところの検査の仕方というところにつきましては、今現在も、東京都さんと協力しながら、東京都さんのノウハウを学ぶと言ったらおかしいですけど、やはり経験が多いですので、東京都さんの検査のほうに一緒に同行させていただいて、そういったところでノウハウの蓄積、あと虐待等で迷う場合には、こども家庭支援課のほうや児童相談所にも確認をして、こういったケースの場合、どういった対応が効果的だということに対応するなど、内部での検査のレベルアップ、そういうのは引き続き行っているのですが、特に今回は書いてはいないですけども、おっしゃるように指導検査の能力というのは常に向上していかなければいけない、その状況に応じた、実態に応じた検査ができるように向上していかなければいけないと認識しております。

○榎田会長 ありがとうございます。

皆さんからかなり厳しい御意見と色々な課題とか出されましたけれども、子供たちのことを思う、熱い思いをどこかで生かしていただければと思います。

ちょっと議題がまだございますので、議題2に移らせていただければよろしいでしょうか。

それでは、議題2「令和5年度におけるこども・子育て支援関連事業の取組について」の説明をお願いいたします。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長です。

議題2の「令和5年度におけるこども・子育て支援関係事業の取組について」御説明い

たします。

こども・子育て会議におきまして、来年度の区の子育て支援関係事業を御紹介するというものでございます。

令和5年度の当初予算、こちらはちょっと記載ないところではございますけれども、「未来の江東区へ向け、着実に成長を続ける予算」ということを、全庁的にテーマを掲げていまして、特にその中でも子育て支援策の強化というところで96億4,165万円を計上しているところでございます。

そのうち、資料5を御覧ください。来年度当初予算のうち、こども・子育て支援に関係した事業というものの主なものを、当然全てはなかなか難しいところですが、プレス発表した主なものといったものをまとめているところでございます。この予算プレスの時期の関係で、事前に資料を送付することができずに申し訳ございませんでした。本日、時間の関係もございまして、ここに出席理事者の事業を中心に何点か御説明させていただければと思います。

まず、1ページを御覧ください。「区独自！ 所得制限なし！ 電子クーポン3万円をすべての子育て世帯へ配布」というところでございます。事業名、子育て世帯応援事業で、予算額が31億1,654万円。こちら、18歳以下の子供を養育する全世帯に、子供1人当たり3万円の電子クーポンを申請不要で配布するという事業でございます。スケジュールとしましては、今年6月にコールセンターを設置し、7月以降に配布を開始ということで予定しているところでございます。

2ページを御覧ください。こちら「所得制限なし・自己負担なし！ 子ども医療費助成を高校生相当まで拡大」というところでございます。こちら、事業名は子ども医療費助成事業で、予算額は3億2,528万円でございます。昨年の2月に、ちょうど1年前に、現行中学生までの子ども医療費助成を行ってまいりましたが、こちらを高校生の年齢層等まで拡大するというのを東京都が発表いたしましたし、それに係る各区のシステム経費を予算計上したという経緯がございます。これを受けまして、各特別区長会と東京都で調整を行った結果、東京都が想定しているのは児童手当の所得制限内の方が医療費無償だったんですけども、こちら、特別区のほう負担して、3年間は特別区のほう持ったことで、所得制限なしという形で実施するというものでございます。

6ページを御覧ください。少し飛び、恐縮です。区立の児童相談所開設に向けた基本計画を策定というところでございます。事業名は児童虐待対応事業で、予算額は2,259万円でございます。区立児童相談所のあり方を検討し、今年10月に基本構想を策定し、その基本構想を基に基本計画の策定に着手するというものでございます。

恐れ入ります、8ページを御覧ください。こちら、「ひとり親家庭に家事・育児サポーターを新たに派遣」ということで、事業名はこうとう家事・育児サポート支援事業でございます。予算額は1,672万円でございます。現在ゼロから2歳児、0、1、2歳児の多胎児家庭への家事・育児サポーター、こちらは現在実施をしているところでございますが、来年度から、こちらを同じゼロから2歳の子供を養育するひとり親家庭を対象に家事や子供の世話などの育児サポートを実施するというものでございます。

来年度も、関係部署におきまして、乳幼児から高校生まで切れ目のない子育て支援策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

主な予算の説明ということで、以上でございます。

○榎田会長 ありがとうございます。ポイントを押さえて御説明くださいましたが、全体を通して、この資料に関して何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。プレス発表された資料だということですよ。

それでは、議題3に移りたいと思います。議題3は「こども・子育て支援に関する協議」ということで、資料6にございます4つの枠で、乳幼児期、学齢期、要保護とやってきましたが、生活環境についてというところですよ。最後のテーマで、これまでを包括する

ような内容が上がってくるかと思えますけれども、先ほども大分話が出ましたが、何かここだけでなく広く捉えて、皆様の御意見や、こんな様子があるんだということをお話しいただければと思います。

熱い思いで話があちこちに飛びますので、1つ出たらそれに関連するものを取り上げてというふうに進めていきたいと思いますが、子供の貧困や権利、地域づくりなど、広い視野を含めましてお願いいたします。石村委員。

○石村委員 何度か山田先生からも出たりとかで、性教育に関する事なんですけれども、先日、NHKで、梅毒の、ちょうどテレビを見ていたんですけど、増えているということなんですけど、そのことは、不妊だとか少子化対策にもつながっていくと思うんですけども、例えば今の、今日はちょっと保健予防課長さんにお聞きしたいんですけど、中絶数とかちょっとお聞きしたいんですけど、あと梅毒の感染とか、中学生ぐらいを中心に、きちんと性教育をしたほうがよいのではないかと、日頃仕事を通して思っているんですけど、いかがでしょうか。

○保健予防課長 保健予防課長です。取りあえず、まず、中絶ということなんですけれども、ちょっと所管する課は、すいません、健康推進課という保健所とも別の課になっていまして、人口動態統計で取っているものなんですけど、全部の、いわゆる中絶、人工死産に関して届出をしなくてはならないというものではなくて、妊娠12週以降のものは、人工死産として、母体保護法第25条に基づき届け出るというふうになっているんですけども、これは、いわゆる氏名とか、そういったプライベートの情報も含んでいるものなんです。ただ、これは母体保護法に伴う、法に基づく届出なので、個人情報保護法というのは、第23条の1項に除外規定がありまして、法に伴うものは除外されるとなっているので、これはもう施設そのものが出さなくちゃいけないということを出てきていまして、これは令和3年の、いわゆる死産というものが、トータルで72件、これは人工のものも自然のものも含めてなんですけど、妊娠12週以降のものがございまして、うち、自然死産に関しては31、人工死産に関しては41ということで、妊娠22週までは、いわゆる墮胎ができるということに、22週以降はもう墮胎はできないということになっているので、それはもう、いわゆる殺人になってしまうので、逆に言うと12週から22週の間人工死産したのが41件という形で、ただそれ以前、妊娠3か月前のケースに関しては、法による届出の義務がないので、逆に言うと、完全なプライベートな状況になってしまうということで、これを調査しようとするとなると、当然患者本人の同意、そういったものが必要になったりとか、あるいはなぜそれを行政が調べるのかという話にも当然なるので、ちょっとここを調べるのは難しい状況になっております。

もう1点、梅毒に関しては、確かにすごく増えてきておりまして、10年、15年ぐらい前から急激に増えだしまして、以前の罹患率の10倍以上とかになっているんですけども、以前は、梅毒の届出というのは件数のみだったんですけど、途中から、東京都のほうとか、例えば風俗店の利用があったとか、あるいは風俗店での勤務がないとか、そういったものを調査票に付けるようになりまして、そうすると、やはり結構な確率で風俗店の利用があったりとか、勤務されている方であったりとかという情報はございます。ただ、実際にそれを学齢期の男子中学生、女子中学生にそれを伝えていくかどうかというのは、実態とはまた別話になってくるので、実際風俗に勤務される方、利用される方への注意喚起はどうするという話はまずあるんですけども、それ以外のベースの部分で、風俗店を利用したことがない方、勤務もされてないはずの子供たちにそれを伝えるかというのは、またなかなか難しい問題かなと。保健予防課で、それを推進していくかというのは、いろんな議論があるんだと思うんです。ぜひすべきだという人もいるんだと思うんですけども、保護者の中には、ちょっとそういった話にさらしたくないという方もいらっしゃると思うので、そこら辺は、いろんな話を聞きながらというところかなというふうには思い

ます。

以上になります。

○榎田会長 ありがとうございます。

ちょっといいですか。この時間の持ち方としては、主として、区へ質問というよりは、ここでいろいろな情報を交換しながら、皆さんのお考えとかを聞いていただくというスタンスでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。石村委員。

○石村委員 ありがとうございます。性教育に関しては本当に難しいと思うんですけども、今性感染症で、梅毒まで行かなくても、クラミジアとか、すごく増えているなどというのは感じまして、そこは結構今、子供たちが、中学生とか小学校高学年の子供たちなんかも、ネットを通じて、本当に正しい性教育ではない、そういうところから入ってしまうことは、すごくこれからの人生においてとても問題があるんじゃないかなと思っています。それによって妊娠とか出産がうまくいかないようなこともとても多いので、性教育も教育に取り入れていただきたいなと思っています。東京都助産師会とか江東区助産師会では、そういうことに対して啓蒙運動ができないかと、一応は準備を進めております。

○山田委員 同じ意見でいいですか。性教育ですけど、性に関しての、生殖に関しての教育と、それから性的な被害から身を守るという教育と両方あるわけで、身を守るほうは、何度か申し上げているけれども、通常の先進国は3歳から教育課程に入っているわけですよ。それを全然やらない国は、先進国と言えるのかしらというくらい世界情勢から逸脱しているという、3回か4回、毎回言っている気がするんですけど、その認識が、区として全然前進している様子が見られないので、ひとつ意見を言わせていただくのと、あと、性感染症予防は教えることになっていきますよね。歯止め規定があるとしても、性感染症予防は中学までに教えることになっていて、ただ、その際に性交と避妊は教えるなどという歯止めがかかっているという状況であって、性感染症予防を教えることは当然のことだと思うんです。

だけど、性交を教えずに性感染症予防がどうやって教えられるのかという大きな矛盾を性教育は抱えているわけで、そのこの辺りは、そういうのを嫌う保護者がいるからやめましようと言っている水準の問題ではないと思います。

それから、性感染症で梅毒が多いというのは、増えているというのは、メディアがどんどん扱っているからよく知られた事実ですけども、その梅毒は、御指摘があったとおり、性風俗関連からということなんですが、結構、家庭内性虐待で梅毒になっている子がいます、子供でも。その事実をどう受け止めるのかということですよ。梅毒までいかななくても、クラミジア、淋菌にかかっている子供たちはものすごく多いです。それが、日本の場合は母子感染ですという話になってしまって、お風呂に淋病になっているママと一緒に入ったからとか、それからママが使ったスポンジやタオルで子供の体を洗ったからとか、入浴後に、母親が自分の体を拭いたタオルで子供をふいたからとか、わけの分からない理屈で、それが性加害による、性虐待によるものではなくて、日常生活感染だという話になっちゃっているわけですよ。そんなことで子供を守れますか。そういう事態になっている以上、性のことを教えることを懸念する親がいるから教えないですと言っている場合じゃない、子供を守れませんよ、それでは。

○石村委員 私も本当にそう思います。

○榎田会長 いろんなところで性教育をという話は、秋山委員のほうからも出たことあるんですが、伺っていると、公教育の場で難しいなら、公教育じゃないところで知りたい子が知ればみたいなのができないのかななんて思いながら聞いていたんですけど。

○山田委員 それは1つの可能性はあって、ママによる性教育を推進している助産師さんたちもおられるのも存じ上げていますけど、お母さんが一生懸命教えた。でも、そのうちのパパが性虐待をしていたら、子供は地獄ですよ。ママは知らないからそういうことを教えてしまうかもしれないけど、そのときに、パパが加害者だったらどうするのかということを見ると、やはり個別というよりは、マスで教育することが大事で、マスで性教育する、マスというのは、集団で性教育をするから、自分が被害を受けていてもSOSを出そうとなるんですよ。よく、性加害をした子供に個別の性教育を、保育の現場でも幼稚園の現場でも児童相談所でもやっているんですけど、性加害をした子供に個別に性教育したならば、その子が被害児であったときに、自分の被害を語れません。自分がやったことを性教育という形でたしなめられているわけですから、叱られたことに対して、実は僕がやられているんです、私はおうちで触れていますなんて言えるはずがないので、個別の性教育というのは物すごいリスクがあると思います。

○榎田会長 ありがとうございます。ほかにもまだ取り上げたいテーマがおありかと思えますので、貧困とかいろんなことが上がっていますが、ほかにもちょっと移ってもよろしいですか。ほかのテーマで何か、日常お気づきのことはございますか。宮原委員。

○宮原委員 宮原です。

委員になってもう4年経ちますけども、保育の質は、最終的には人がやるので、結構やってほしいのが人数です。70年以上変わらない仕組みの中で、支援しなければならぬ、支援が必要としているお子様、実際現場で増えているので、30人を1人とか無理です。当園の話でいくと、来年、45人、3歳から5歳までいますけど、6人配置します、保育士を。そのぐらい手厚くしないと見れないです。

なので、この辺りを行政が、処遇を上げるとかだけではなくて、配置の基準をそもそも現代に合わせていって欲しいなというのは思いではあります。そうすると、質もおのずと、やっぱりゆとりがないので、そういう意味では、行政からも協力を得たいなというふうに思います。

○榎田会長 区独自の手厚い保護、サポートということですね。保育関係で何かありますか。谷口委員、どうぞ。

○谷口委員 公募委員の谷口です。私、実際今、保育士として働いていて、区立の保育園も経験があり、認証保育所も経験があり、今現在、認可の保育所で働いています。いろいろ見てきて思うんですが、本当に宮原委員がおっしゃるとおりに、職員の人数はすごく重要だなと思いますし、保育の中で虐待が起こっているというのも、職員にゆとりがないから起こる。決まった時間内に子供たちを動かさなきゃいけない、食事を食べさせないといけない、寝かせないといけない、いろんな業務に追われている中で、人手が足りないと本当に心に余裕が生まれなくて、特に正規職員なんかは、指導計画というのをたくさん書かなきゃいけないんです。年間指導計画もあり、毎月の指導計画もあり、週案というものもあって、毎週何をするか、何を目的とするか。日案というのもあり、その日に何をするか、何を目的とするか、全部そういう計画も書かなきゃいけない。例えば行事があったら行事の準備をしなきゃいけない、何を子供たちにさせるか考えなきゃいけない、目的を考えなきゃいけない、つくりものがすごくある、本当に追われて追われての、プライベートも真面目な人なんかはなくなるんじゃないかなと思うぐらいの、保育士は業務量なんです。なので、その中で、職員が少ない中保育を毎日するというのはすごく苛酷なところがあるので、職員配置というのは本当に考えて欲しいなというところです。

私、今、幼稚園に子供を預けて、保育時間が9時から午後2時までなので、その間で短

時間で働けるところを、保育補助として働けるところを探して今働いているんですけど、そういった潜在保育士は、すごく短時間で働きたい人はいっぱいいると思うんです。ただ、募集しているのは正規の職員で、長い時間勤務をして欲しいという募集ばかり。なので、なかなか短時間で仕事ができるというところが少ないなという感じがします。スキルもあって、いろんなことを知っていて、そういう保育の現場ですごく役立つ人材が働けない環境に結構あるのかなというところがあるので、職員を増やすというにも当たり、短時間でも働ける、少しでも保育の製作物を手伝ったりとか、短時間でも少し何かできる人材をつけるような補助金であったりとか、もっとスキルのある人たちが短時間でも働ける職場環境をつくっていただくと、正規の保育士さんたちもすごく助かるでしょうし、余裕が持てるでしょうし、すごくうまく回っていくというか、潜在保育士にとっても活躍できる場をつくれると思うので、そういった、何か考えていただくとありがたいかなと思います。

さっき、待機児童解消後の今後の保育政策についての、保育士の確保に関わるところで、保育園の94%が保育士の確保が難しいと感じているとおっしゃっていましたが、本当に保育士が足りてないんだなというのをすごく身をもって感じていて、就職フェアとかやっても多分、同じかな、来ないというか、長い時間働ける人はいいと思うんですけど、それで確保が決まってしまうのかなと思うんです。もっと短い時間でも働けるとか、勤務時間のバリエーションを増やしたほうが、そっちにお金を使ったほうがいいのかと思います。今、登録をするといろいろんな保育園を紹介してくれる保育士バンクとか、いろんな会社があるんですけども、登録すると、ぱっと、来てください、来てくださいと来るんですが、みんな長い時間ばかり。なので、働く時間のバリエーションというのを増やせるほうに、募集というよりも、いろんな人が来られるような政策を考えていただくと、保育の現場としてはありがたいかなと思います。

すいません、長くなってしまいました。

○榎田会長 ありがとうございます。現場の声を聞かせていただきましたが、今日のテーマにある貧困とか子供の権利について、何か現状や御意見ございますでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 秋山でございます。ちょっと子育てのプレス発表の6ページの、区立の児童相談所の開設、この文章はどうでもいいんですけど、この絵を見てやってください。結局、子供が真ん中において、それで、私たち大人や関係機関が周りからどうやって育てていくのか。さっきの保育所の件だって同じなわけです。大人の都合で監査するとか、大人の都合でレベルアップするとか。大人の感覚でレベルアップするよりも、子供がどう育てていくか、この視点が欠けちゃいけないというのが、先ほど鈴木先生がおっしゃったことだと思うわけです。

そして、先ほどから山田先生や石村先生がおっしゃっている性教育の話だってそうだし、田村先生がおっしゃっている障害者の話だってそうだし、子供が真ん中において、それをいろんな個性のある子がいるわけです。私どもに来るように、親の縁に恵まれない子だっているわけです。障害を持っている子もいる。そういった子たちが当たり前において、その当たり前をどう育てていくか。今ネット上で、ベビーカーを畳むの畳まないの、子供の顔をさらすのさらさないの、そんなようなことが話題になること自体が非常に悲しいわけです。私たちがしなきゃいけないのは、子供たちをどうやって社会全体でみんなで育てていくか、そういうことだと思います。

それで、江東児童相談所でも、前回のときにお配りしたように、フォスタリング機関というのができまして、養育支援係長にも参加していただいて、1月の会議では、墨田区と江東区のショートステイ、区のそういったことを話し合っ、我々、私はちょっと仕事の関係で行けなかったんですけども、里親もできる限り、そういったことにも手をかして

いこうというようなことをみんなで話し合っているんです。そういったことが何につながっていくのかということ、まず皆さんで共有していただきたい。

そうしていくことによって、例えばこの児童相談所の次のページにあるヤングケアラーだとか、そういった子供たちに対するスクールソーシャルワーカーだとかスクールカウンセラーだとか、そういったことの整備とか、そういったことにも全部つながっていくと思うんですよね。

ですから、私たちがもう1回、ここで中間の見直し、そして7年度以降に移行する次の計画を立てる上では、先ほどから内藤先生がおっしゃっていたように、子供の権利条約、これを江東区でもどうやって取り入れて、この幼稚園の現場で、保育園の現場でも、学校の現場でも、医療関係でも、全部の方が理解していただく、そのことが非常に大切だと思いますので、せめて、ここにいらっしゃっている委員の皆さん、そして区の職員の皆さんには、そこら辺のところを理解していただきたい。

2年前の共同事業で、虐待の防止プログラムについて取り上げていただいて、やっと結果が出て、学会発表まで行きましたので、鈴木先生、山田先生にもいろいろとお手伝いいただきましたが、そういったことも含めて、虐待の予防、何しろ子供を真ん中に置いて考えましょう、それを今日は話させていただきました。ありがとうございます。

○榎田会長 ありがとうございます。子供を真ん中にとということで、子供の権利の話が出てまいりましたが、先駆的な取組とか、地元でのこととか御存じだと思うんですが、何か要請や御意見ございますか。

田村委員。

○田村委員 田村ですが、私はそのことに今、障害の分野から言えば、私どもの施設で掲げている理念、これは法人の理念ですが、一人一人の発達に応じた支援をしますとあって、1人ずつの、それこそ発達の状態を見て、みんな違うというところをやっていくんですが、ぜひ保育の場でそれができていく、一人一人の個性に応じた保育ができますという理念が掲げられればいいな、それこそ目がかけられていく保育をしますというような、ぜひ、そういう宣伝だけに限らず中身が伴うような保育を期待したいと思います。

○榎田会長 7年度からの、また計画へ生かしていけたらと思いますが、ほかに御意見ございますでしょうか。

○山田委員 直接関わったことはないのですが、あまり詳しいことは、もしかしたら鈴木先生は御存じかもしれないんですけど、結構自治体で子どもの権利条例をつくっているところがあると思うんですけど、江東区はそういう構想は全然ないんですか。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長です。

江東区のほうでは、子ども権利条例というのはちょっとつくってはいません。子どもの権利については、当然大事だということは、こちらのほうとしても、区としても把握してございますので、いろいろと学校教育も含めていろんなところで周知のほうは進めているところがございますけれども、他区においても、すいません、ちょっと今手元にないんですが、5区ほどですか、ごめんなさい、数字はあれなんですけれども、権利条例をつくっているところはございますが、今江東区のほうでは権利条例のほうはつくってはいないというところなんです。

○榎田会長 その取組への何かお考えとかお持ちの方、ここで話しておきたいこととか。

○内藤委員 内藤です。子供の権利条例が、やはりこども基本法ができてくるので、かな

りの自治体が取り組み始めています。先駆的なのは川崎市が2000年ですけれども、今、名古屋市などもいいものができてきたり、東京も小平市とかも始まるとか、いろいろ出てきているんですけれども、その中に、乳幼児期からの視点というのを入れているというのが非常に大事になってきて、やはり学童期以降は子供たちが自分で分かるので読んだりできるのでということで、意識を子供といいながらも学童期以降を意識しているんですけども、乳幼児期からちゃんと子供が自分の権利を意識できるように、あるいは親がそこを理解していけるようにというような、乳幼児期からということが非常に重要なのかなと改めて思います。そうすると、例えば絵を描くときの表現の自由の問題とか、あとは遊ぶとか、そういうことも重要な子供たちの環境としてなっていくのかなと思いますので、児童と書くところが多いんですけれども、赤ちゃんからとか乳幼児からとか、そういうことをちゃんと文言に入れている自治体が増えてきているなというふうには思います。

○榎田会長 ありがとうございます。さっきから話に出ている、子供を真ん中にといいところに直接つながっていく事だと思うので、引き続きのこれからの会議で、どうぞ取り上げていただければと思います。

秋山委員。

○秋山委員 すいません、秋山でございます。新しい取組にも、子育て家庭でサポーターというか、そういったものを派遣するという事業が新しくなりました。今までの子育て支援というと、子供が何かあったらという形の支援なんですけど、私どものやっているホームスタートでは、あくまでも傾聴と協働ということで、お母さん、お父さんもいますけど、それに寄り添うということで、そういう視点でサービスを展開するわけです。そうすると、結構保護者のほうに問題を抱えている家庭というのが多いわけです。子供さんはそれほど問題がなくても。どうしてもそういったところが、今までだとこぼれてきてしまうんですけれども、最近はこども家庭支援課とか南砂子ども家庭支援センターだとか、そういう虐待の関係のところ相談すると何とかつながるようになったり、保健相談所でつないだりをするようになっていっているんですけれども、もちろん子供が真ん中にいなきゃいけないんですけど、保護者をどう立ち直らせるといったら、上から目線ですけど、どうサポートして通常の子育てができるようにしていくか。先ほど田村先生もおっしゃっていたように、保育園でも、保護者が悪いみたいな形で呼ばれたら本当に立つ瀬ないですから、そういうところの支援という観点も忘れないでやっていくことが、こども・子育て会議では必要かなと思います。それだけです。

○榎田会長 ありがとうございます。

内野委員。

○内野委員 内野です。

見事に幼稚園が全くなかったんで、何を発言していいかずっと考えていたんですけれども、3つ。1つは、このこども・子育て会議で、第1回、第2回と議論してきた論点が、私に関わるところだと2つあったと思うんですけれども、1つは、江東区の人口の見通しが大きく変わって下方修正して、原点はそこにあったと思うんです、大事な論点の1つが。待機児童が云々ということの向こう側に、江東区のゼロ、1、2、幼児人口が予想よりも大幅に減りましたと。それに対して見直しをするということだったと思うんです。

ですから、幼児人口が大幅に減ったわけですから、幼稚園が余っています。それから保育園もばらつきが出ています。そういう中で、どう次に踏み出しますかということだったので、今日幼稚園なども含めた会議体をつくられていないという、しれっとそういう発言があって僕は衝撃を受けたんですが、今日の会議の中ですごく重要だったのが、こども未来部長が、今後、幼稚園を含めた、こども未来部ですから、こども未来部として、幼児人

口が減った中で既存の区立幼稚園、ほとんど空いていますよね。そういうものも含めた、うまく活用してどういい政策をしていきますかということで、今僕は念を押しちゃったんですけど、部長、さっきそう言いましたよね。そういう会議を今後つくっていくと。前回もおっしゃったと思うんですけど、考えて欲しいなど。

2点目が、量的な問題は、子供が減っているので、これからは保育の質だねという話があって、その取っかかりとして、今の集団になじめないお子さん、田村先生のところでいろいろ療育を受けたりするお子さんがすごく増えて、それが小学校でどう適用していくのかというのが大きな課題だという話があったと思うんですけど、今後の計画の中で待機児童の話になってしまっていて、そういう集団にうまく適用できない子供たちをどう見ていくのかということと、せっかく子供が減ったので、そういうことのないように見ていこうということを考えてほしいんですけども。今日の会議の中で、2つヒントがあったように思うんですけど、副会長さんが、監査、労務とかそういうんじゃないで、実は来週学務課さんが私立幼稚園の指導監査というのが始まって、区立幼稚園の園長先生も来るんです。恐らくそういう労務管理だとか書類が整っていますかということじゃなくて、私立幼稚園でどういう保育をしているのかということを見にくるんだと思うんですけど、監査というのは、そういう視点が大事なんじゃないかな。要するに見回り、ちゃんと子供を健やかに育てていますかという、ですから、専門性を上げて法務のエキスパートとかいたりする必要はあまりなくて、そういう監査をしたらいいんじゃないか。

それから、谷口委員がおっしゃっていた、短時間の保育者、確かに本当にそうだなと。幼稚園では、手のかかる子の支援をするために短期の、要するにパート的な人を増やそうとすると、それはどっちかという園の善意でやることになっちゃうんです。恐らく保育園もそうなんじゃないかなと。そこはうまくやりようがあるんじゃないかなと、そういう短い時間で、専門性があってもなくてもいいけど、いい人であれば、熱意と。その辺は、保育の質を上げるために、短い時間の保育者というのも運営の中にもうまく入れていくようなことを考えるといいんじゃないかなと思いました。

すいません。時間前に終わらせました。

○榎田会長 ありがとうございます。まとめをしていただいたようで。そして一歩ちょっと前に出たかなという、明るい光を見いだしながらこの会が終われそうなので、うれしくなっております。

今日予定していた議題は大体これで終わりなんですけど、議題3を締めてよろしいでしょうか。これで終わります。

事務局から連絡ございますでしょうか。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長です。

1点ございます。資料7を御覧ください。来年度の本会議についてでございますけれども、来年度、こちら、協議事項として、1点目が毎回、毎年度行っていますけれども、前年度、すなわち今年度の事業の報告について。2点目が次期のこども・子育て支援事業計画策定に向けて、来年度は区民意向調査、生活実態調査を行いますので、その件については、また、課題整理について。3点目はその他とありますが、それ以外に、こちらのほうで意見聴取が必要な事項が出た場合にはこちらのほうで協議させていただきたいということで予定しているところでございます。

会議開催予定自体は、予算上6回ほどということで予定しているところですが、こちらは当然ながら状況を見て回数の方は変更があるかということとござります。

以上です。

○榎田会長 ありがとうございます。区民意向調査を行う予定です。

では、最後になりますけれども、2年間、皆さんと一緒に会議を進めさせていただきま

した。ありがとうございます。今年度になって対面をやることができ、やっぱり皆さんの活発な意見で内容が豊かになったんじゃないかと思います。江東区の強みは、地域のいろいろなネットワークがあることだと思いますので、これからも、子供を中心に、皆さんの力を生かしていけたらと願っているところです。

鈴木先生、最後に一言。

○鈴木副会長 2点ほど、すいません、資料を配らせていただいて、沖縄の調査委員会、委員長をやってきたので、ネットで検索して見てもらいたいなど。子供を中心に、今日のテーマ、ど真ん中ですので、子供の声を聞くというのがどういうことなのか、いろいろ里親関係、実親対里親とか、いろんな構図がつけられてしまったりする部分があるんですけど、子供の声は実は、よくあるのが、小さいとまだ声を上げられないとかということで、声を出してないと、満足しているとか落ち着いているとか不満がない。でも、いろんなもので発しているというのはありますし、この事件なんかだとずっと発しているんです。それをどうやって大人がアンテナを立てて拾えるか。拾えるだけではなくて、拾ったら答えないと、応答しないと子供は諦めてしまうので、応答していくというのがすごく大事で、それはどこでも書いておかないといけないんだろうなど。今、国が動くも子供の声聞きましようと言っているけど、聞き置くだったら誰も言わなくなってしまうので、声を上げられる人の声しか聞かれていないというふうに、僕は国の動きを見て危惧を覚えるんです、現場として。というのが1点です。子供の声を聞くというのをど真ん中にする。

あともう一つは、今日ずっと話させていただきましたが、専門家、いろんな人たちから知見を聞いて入れていくというのは区が大事なんだと思うんですけど、どういう人たちからちゃんと聞くのかというのは、自分たちに、ベテランとかもいて、今までの保育とか保健とか教育とかの専門的知見がないと、どういうのを取り入れていいのか、または、どこを取捨選択するのかというのがなくなってしまうと思うんです、自分たちの基軸がないと。それはちゃんとつなげていくということがすごく必要なんだろうなど。また、この事件のところで戻ってしまうと、弁護士に一任をして、そこをお願いしてしまって、対立軸が物すごくなくなってしまったとかというのがある。どういうときにどういう専門家と結びついて、それをどう取り入れてやっていくか、協働していくかというのはすごい大事なのかなというふうに思っております。

皆さんともいろいろ議論ができて、それが区で反映していただければというふうに思います。

以上です。

○榎田会長 ありがとうございます。

最後に、事務局からお願いいたします。

○こども家庭支援課長 本日はどうもありがとうございました。今年度予定の4回の会議、無事開催することができました。榎田会長、それから鈴木副会長、その他委員の皆様におかれましては、令和3年度及び4年度のこども・子育て会議委員として、2年間にわたりまして、こちら、こども・子育て支援事業計画の進捗管理、それから今後の見直し等様々な課題について御審議、御意見いただきまして、誠にありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

区民公募委員の兵藤委員、それから谷口委員におかれましては、区民公募の委員の方、本日が最後という形になります。ありがとうございます。

次期の令和5年度、6年度の会議委員につきましては、現在事務局のほうで整理検討中というところがございます。また委員の皆様には改めて御相談することもあるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○榎田会長 それでは、時間を過ぎてしまいまして、進め方も迷走したりいたしましたが、御協力いただきましてありがとうございました。本日の会議を終了させていただきます。